

地域子供の未来応援交付金

多様かつ複合的な困難を抱える子供たちに対し、地方自治体によるニーズに応じた取組を「地域子供の未来応援交付金」により支援。今回の総合緊急対策においては、NPO等が行う子供の居場所づくりに係る地方公共団体への支援を強化するため、補助基準額の引上げを実施。

内閣府

地方自治体

(1) 実態調査・計画策定

- ・補助率: 1 / 2
- ・補助基準額(事業費の上限): 300万円()の合計)

実態調査・資源量の把握

- ・貧困の状況にある子供等の実態把握
- ・地域の資源量(支援を行う民間団体の状況等)の把握

支援体制の整備計画策定

- ・「子どもの貧困対策推進法」第9条に定める計画の策定

令和元年の法改正により、都道府県に加え、市町村にも計画策定が努力義務化

(2) 子供等支援事業

- ・補助率: 1 / 2
- ・補助基準額: 最高1,500万()の合計)、最高300万円()

子供たちと「支援」を結びつける事業

- ・コーディネーター事業
- ・アウトリーチ支援 等

連携体制の整備

- ・自治体内部(福祉部門・教育部門)、社協、地元企業・自治会・NPO等の民間団体との連携

研修の実施

- ・都道府県及び市町村担当者、子供の貧困対策支援活動従事者等

(3) つながりの場づくり緊急支援事業

- ・補助率: 3 / 4
- ・補助基準額: 事業当たり最高300万円(250万円から引上げ)

子ども食堂、学習支援といった子供の居場所づくりなどを自治体が自ら、NPO等に委託して、NPO等を補助して、実施し、子供を行政等の必要な支援につなげる事業

- ア 子ども食堂やフードパントリー・フードバンクなど、子供の居場所の提供、衣食住などの生活支援を行う事業(生理用品の提供を含む)
- イ 学習教室など子供に学習機会を提供する事業
- ウ 相談窓口の設置やアウトリーチ支援のためのコーディネーターの配置など、行政等の必要な支援につなげる事業
- エ その他上記に類する事業

(4) 新たな連携によるつながりの場づくり緊急支援事業

- ・補助率: 10 / 10
- ・補助基準額: 事業当たり最高300万円(250万円から引上げ)

地方自治体と新たに連携した、NPO等による子ども食堂等のつながりの場を緊急的に確保する事業

- ア NPO等に新たに居場所づくりを委託する事業
- イ 新たな居場所を新設する事業(例: 既存の居場所と違う地域に新設)
- ウ 新たな取組を実施する事業(例: 子ども食堂だけを実施していたNPO等が新たに学習支援も実施)

- ・自治体による委託事業
- ・事業の実施により、自治体とNPO等との間で新たな連携が生じるもの。